

【国選弁護報酬における示談加算（特別成果加算報酬）について】

1 国選弁護報酬の位置づけ・構造

国選弁護人に対する報酬・費用は、国選弁護人の事務に関する契約約款（以下「契約約款」といいます。）に基づき、支払われます。

報酬・費用の算定は、契約約款別紙の「報酬及び費用の算定基準」（以下「算定基準」といいます。）に基づいて行われます。

報酬には、

- ① 通常報酬（弁護活動に要する基礎的な労力に対する報酬）
- ② 加算報酬（一定の成果等に対する報酬）

の2種類があります。

示談加算（特別成果加算報酬）は、②の加算報酬に位置づけられます。

2 示談加算の構造（被疑者国選弁護）

被疑事実に係る被害に関し、

- ① 被害者等との間で和解契約が成立した場合
- ② 全損害の実質的賠償がなされた場合
- ③ 全損害の50%相当分以上の賠償がなされた場合
- ④ 減刑嘆願書（被疑者を宥恕し寛大な処分を求める内容の文書）を取得した場合

の各々について、その事実を証明する書面の写しが報告書提出期限内に検察官に提出されたときは、被害者の人数に応じて報酬を算定します（算定基準第30条第1項、別表G1番号3ないし6）。

3 示談加算の構造（被告人国選弁護）

判決の罪となるべき事実に摘示された被害に関し、上記2の①～④の各々について、その事実を証明する書面が公判手続において証拠として取り調べられたときは、被害者の人数に応じて報酬を算定します（算定基準第30条第4項、別表G3）。

4 添付資料

- ・ 算定基準第30条、別表G1～3（抜粋）
- ・ 国選弁護関連業務の解説17ページ、27ページ（抜粋）

該事件について、検察官との間で前項の協議を行い、これにより、検察官と被疑者又は被告人との間で同法第350条の2第1項に規定する合意があった場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、前項に規定する協議加算報酬に加えて1万円の合意加算報酬を支給する。

(特別成果加算報酬)

第30条 被疑者の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、算定基準別表G1の活動内容の欄に定める活動を行い、当該活動により、当該別表の成果の欄に定める成果をあげた場合であって、当該成果に係る事実を証明する書面が検察官に提出され、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、当該別表に定める額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、選任に係る被疑事件が交通事故に関する被疑事件で、損害賠償責任保険によって損害賠償に要する額が全額賄われたときは、同別表の番号3から6までに掲げる成果に係る特別成果加算報酬は支給しない。

2 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る事件について、算定基準別表G2の成果の欄に定める内容の判決を得た場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、当該別表に定める限度額の範囲内において、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき通常報酬の額に、当該別表に定める率を乗じて算出した額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、普通国選弁護士契約弁護士が公訴事実を争わずに同基準別表G2の番号3又は4に掲げる成果をあげたとき又は刑の減軽若しくは免除の事由があることを争点として弁護活動することなく同別表の番号5に掲げる成果をあげたときは、当該特別成果加算報酬は支給しない。

3 普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任された即決被告事件以外の第一審の被告事件の被告人が勾留されている場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士が次の各号に掲げるいずれかの成果をあげ、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、1回に限り、1万円の特別成果加算報酬を支給する。

一 勾留決定に対する準抗告又は抗告の申立てによる勾留決定の取消し及び被告人の釈放

- 二 勾留取消しの申立てによる勾留の取消し及び被告人の釈放
- 三 保釈請求による保釈許可決定及び被告人の釈放

4 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、選任に係る被告事件について、判決の罪となるべき事実摘示された損害について、被害者に関し、算定基準別表G3の成果の欄に定める内容の成果をあげた場合であって、当該成果に係る事実を証明する書面が選任に係る被告事件の公判手続において証拠として取り調べられ、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に対し、当該別表の定めるところに従い、当該別表の特別成果加算報酬の額の欄に定める額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、選任に係る被告事件が交通事故に関する被告事件で、損害賠償責任保険によって損害賠償に要する額が全額賄われたときは、当該特別成果加算報酬は支給しない。

第6節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の費用の額の算定方法

(記録謄写費用)

- 第31条 第一審の被告事件の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、選任に係る事件の記録を謄写（複写又は記録を写真機で撮影してその画像を印刷又は印画することをいう。以下同じ。）し、その枚数が200枚を超える場合であって、当該一般国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に記録謄写費用を支給する。
- 2 前項の記録謄写費用の額は、謄写枚数が200枚を超える部分について、謄写枚数1枚につき20円（一般国選弁護人契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）とする。
 - 3 第一審の被告事件の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、カラー印刷されている記録をカラーで謄写（以下この条において「カラー謄写」という。）したときは、カラー謄写の枚数1枚につきカラー謄写以外の謄写の枚数2枚として換算する。

別表G1

番号	活動内容	成果	特別成果加算報酬の額	
1	勾留決定に対する準抗告の申立て	勾留決定の取消し、勾留請求の却下及び被疑者の釈放	¥50,000	
1-2	勾留期間延長決定に対する準抗告の申立て	勾留期間延長決定の取消し、勾留期間延長請求の却下及び被疑者の釈放	¥50,000	
2	勾留取消しの申立て	勾留の取消し及び被疑者の釈放	¥50,000	
3	被疑事実に係る被害者等(被害者、被害者が死亡した場合の被害者の相続人、被害者が未成年である場合又は被害者の精神に重大な故障がある場合の被害者の法定代理人及びこれに準じる者をいう。以下同じ。)からの減刑嘆願書の取得	被疑事実に係る被害者が1人	被疑事実に係る被害者1人につき、右の額を被害者の数で除して得た額	¥5,000
		被疑事実に係る被害者が2人		¥6,000
		被疑事実に係る被害者が3人		¥7,000
		被疑事実に係る被害者が4人以上		¥8,000
4	書(被疑者又は被告人を宥恕し寛大な処分を求める内容の文書をいう。以下同じ。)の取得、当該被害者等に対する損害賠償又は当該被害者等との和解契約の締結に向けた交渉その他の活動	被疑事実に係る被害者が1人	被疑事実に係る被害者1人につき、右の額を被害者の数で除して得た額	¥10,000
		被疑事実に係る被害者が2人		¥12,000
		被疑事実に係る被害者が3人		¥14,000
		被疑事実に係る被害者が4人以上		¥16,000
5	被疑事実に係る被害者等が被ったすべての損害について実質的な賠償	被疑事実に係る被害者が1人	被疑事実に係る被害者1人につき、右の額を被害者の数で除して得た額	¥20,000
		被疑事実に係る被害者が2人		¥24,000
		被疑事実に係る被害者が3人		¥28,000
		被疑事実に係る被害者が4人以上		¥32,000
6	被疑事実に係る被害者等が被ったすべての損害について、被害者等との間での和解契約の成立	被疑事実に係る被害者が1人	被疑事実に係る被害者1人につき、右の額を被害者の数で除して得た額	¥30,000
		被疑事実に係る被害者が2人		¥36,000
		被疑事実に係る被害者が3人		¥42,000
		被疑事実に係る被害者が4人以上		¥48,000

※ 番号3から6までについては、番号1、1-2又は2の活動内容に掲げる活動をし、当該活動に対する特別成果加算報酬が支給される場合を除く。

※ 番号3から6までについて、被害者1人について、これらが掲げる成果のうちの複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。

※ 複数の被害者について、番号3から6までに掲げる複数の成果をあげたときは、次の①から⑦までに定める方法により特別成果加算報酬の額を算定する。

- ① 最も高い番号の成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ② 最も高い番号の成果を2番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ③ 最も高い番号の成果及び2番目に高い番号の成果を3番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ④ 最も高い番号の成果、2番目に高い番号の成果及び3番目に高い番号の成果を4番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ⑤ 被疑事実に係るすべての被害者について、最も低い番号の成果をあげた場合の特別成果加算報酬を算定する(被疑事実に係る被害者の一部について番号3から6までに掲げる成果がないときは0円と算定する。)
- ⑥ ①から⑤までの額を比べ、最も高い額を特別成果加算報酬の額とする。
- ⑦ ただし、番号4から6までに掲げる成果が含まれる場合で、被疑事実に係るすべての損害の50%相当分以上の損害の賠償をしたときは、⑥で算定される特別成果加算報酬の額と1万円とを比べ、高い方の額を特別成果加算報酬の額とする。

別表G2

番号	成果	特別成果加算報酬の割合
1	判決主文において公訴事実の全部について無罪が言い渡されたとき	100%
2	判決主文において公訴事実の一部について無罪が言い渡されたとき	50%
3	法定刑に死刑がある罪に係る公訴事実に対して、判決で法定刑に死刑がない罪に係る犯罪事実が認定されたとき	30%
4	法定刑に死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮の定めがある罪に係る公訴事実に対して、判決で、それ以外の罪に係る犯罪事実が認定されたとき	
5	判決で、刑の減輕又は免除の理由となる事実を認定し、かつ、刑の免除又は法令の適用において刑の減輕がされたとき	

※ 番号3から5までについては、番号1又は2に掲げる成果をあげ、当該成果に対する特別成果加算報酬が支給される場合を除く。

※ 番号3から5までに掲げる複数の成果をあげたときは、いずれか一つの成果に対する特別成果加算報酬のみを支給する。

※ 番号1については50万円、番号2については30万円、番号3から5までについては20万円を限度額とする。

別表G3

番号	成果	特別成果加算報酬の額		
1	判決の罪となるべき事実 に摘示された被害に関し、被害 者等から減刑嘆願書を得た 場合	判決に摘示された被害 者が1人	判決に摘示された被害 者1人につき、右 の額を被害者の数で 除して得た額	¥5,000
		判決に摘示された被害 者が2人		¥6,000
		判決に摘示された被害 者が3人		¥7,000
		判決に摘示された被害 者が4人以上		¥8,000
2	判決の罪となるべき事実 に摘示された被害に関し、被害 者等が被ったすべての損害 の50%相当額以上について 損害賠償をした場合	判決に摘示された被害 者が1人	判決に摘示された被害 者1人につき、右 の額を被害者の数で 除して得た額	¥10,000
		判決に摘示された被害 者が2人		¥12,000
		判決に摘示された被害 者が3人		¥14,000
		判決に摘示された被害 者が4人以上		¥16,000
3	判決の罪となるべき事実 に摘示された被害に関し、被害 者等が被ったすべての損害 について、実質的に損害賠 償をした場合	判決に摘示された被害 者が1人	判決に摘示された被害 者1人につき、右 の額を被害者の数で 除して得た額	¥20,000
		判決に摘示された被害 者が2人		¥24,000
		判決に摘示された被害 者が3人		¥28,000
		判決に摘示された被害 者が4人以上		¥32,000
4	被害者等との間で、判決の 罪となるべき事実 に摘示された被害に関し、被害者等 が被ったすべての損害につ いて、和解契約を成立させた 場合	判決に摘示された被害 者が1人	判決に摘示された被害 者1人につき、右 の額を被害者の数で 除して得た額	¥30,000
		判決に摘示された被害 者が2人		¥36,000
		判決に摘示された被害 者が3人		¥42,000
		判決に摘示された被害 者が4人以上		¥48,000

※ 被害者1人について、番号1から4までに掲げる成果のうちの複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。

※ 複数の被害者について、番号1から4までに掲げる複数の成果をあげたときは、次の①から⑦までに定める方法により特別成果加算報酬の額を算定する。

- ① 最も高い番号の成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ② 最も高い番号の成果を2番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ③ 最も高い番号の成果及び2番目に高い番号の成果を3番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ④ 最も高い番号の成果、2番目に高い番号の成果及び3番目に高い番号の成果を4番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。
- ⑤ 判決に摘示されたすべての被害者について、最も低い番号の成果をあげた場合の特別成果加算報酬を算定する(判決に摘示された被害者の一部について番号1から4までに掲げる成果がないときは0円と算定する。)
- ⑥ ①から⑤までの額を比べ、最も高い額を特別成果加算報酬の額とする。
- ⑦ ただし、番号2から4までに掲げる成果が含まれる場合で、判決に摘示されたすべての被害に係る損害の50%相当分以上の損害の賠償をしたときは、⑥で算定される特別成果加算報酬の額と1万円とを比べ、高い方の額を特別成果加算報酬の額とする。

2 被疑者国選弁護の算定基準

【表6】通常の被疑者国選弁護算定基準（概要）

通常報酬	基礎報酬	基準回数未満	20,000円×接見回数														
		基準回数以上	20,000円×(基準接見回数-1)+26,400円														
	多数回接見加算	基準1回超	10,000円														
		基準2回超	16,000円…①														
		基準3回超から9回超まで	上記①に加え、1回につき4,000円…②														
		基準10回超以上	上記②に加え、1回につき3,000円														
	＜基準接見回数＞																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>弁護期間</th> <th>基準回数</th> </tr> <tr> <td>4日以下</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>5～8日</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>9～12日</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>13～16日</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>17～20日</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>21日～25日</td> <td>6回</td> </tr> </table>		弁護期間	基準回数	4日以下	1回	5～8日	2回	9～12日	3回	13～16日	4回	17～20日	5回	21日～25日	6回	
	弁護期間	基準回数															
4日以下	1回																
5～8日	2回																
9～12日	3回																
13～16日	4回																
17～20日	5回																
21日～25日	6回																
第1回公判前の証人尋問等期日加算	10,000円 / 5,000円																
		<p>*ただし、弁護期間の日数から基準接見回数を控除した数が多数回接見による加算の上限となります。 *準接見、電話交通の場合には算定額が異なります。 *同一日に複数回の接見等を行っても、1回とカウントします。</p>															
加算報酬	要通訳事件加算	通常報酬の20%															
	遠距離接見等加算	4,000円or8,000円(移動距離に応じた2段階制)															
	特別案件加算	通常報酬の50%															
	合意制度加算	協議した場合40,000円。合意が成立した場合さらに10,000円															
	特別成果加算	釈放	50,000円														
		和解契約等(いずれも被害者数に応じた設定)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">和解</td> <td>被害者1名</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td>3名</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>4名以上</td> <td>48,000円</td> </tr> </table>	和解	被害者1名	30,000円	2名	36,000円	3名	42,000円	4名以上	48,000円	<p>全損害の實質的損害賠償・50%相当分以上の損害賠償 減刑嘆願書の取得</p> <p style="text-align: center;">上記同様の考え方で報酬額を設定</p>				
和解	被害者1名	30,000円															
	2名	36,000円															
	3名	42,000円															
	4名以上	48,000円															
費用	遠距離接見等交通費・宿泊料	通常経路の実費額 or 直線距離キロ数×定額 or 燃料代・高速代															
	第1回公判期日前の証人尋問等期日の旅費等	通常経路の実費額 or 直線距離キロ数×定額 or 燃料代・高速代															
	通訳人費用	請求額(但しセンターの定める通訳料基準あり)															
	訴訟準備費用	3万円を上限とする実費額(費目限定)															

【表6-②】被告人国選弁護算定基準（裁判員・即決を除く）（概要）

通常報酬	基礎報酬		前表参照		
	継続減算（被疑者段階から担当した場合）		（簡裁）－9,000円／（簡裁以外）－12,000円		
	公判加算	実質審理期日加算	前表参照		
		判決宣告期日等加算	3,000円		
		整理手続期日加算	簡裁	8,300円	
			簡裁以外	単独	8,700円
			通常合議	10,900円	
			重大合議	11,700円	
	追起訴加算		15,000円（1回のみ）		
	第1回公判期日前の証人尋問等期日加算		10,000円／5,000円		
加算報酬	遠距離接見等加算		4,000円 or 8,000円（移動距離に応じた2段階制）		
	特別加算	重大案件加算	通常報酬の50%		
		特別案件加算	通常報酬の50%		
		合意制度加算	協議した場合40,000円、合意成立の場合さらに10,000円		
	特別成果	無罪等	全部無罪	通常報酬の100%（上限50万円）	
			一部無罪	通常報酬の50%（上限30万円）	
			縮小認定	通常報酬の30%（上限20万円）	
		和解契約等 （いずれも被害者数に応じた設定）	被害者1名	30,000円	
			2名	36,000円	
			3名	42,000円	
		4名以上	48,000円		
		全損害の実質的損害賠償・50% 相当分以上の損害賠償	上記同様の考え方で報酬額を設定		
		減刑嘆願書の取得			
	保釈等		10,000円（1回のみ）		
費用	記録謄写費用		原則200枚超につき1枚20円又は40円上限の実費（例外規定あり）		
	遠距離接見等交通費・宿泊料		通常経路の実費額 or 直接距離キロ数×定額 or 燃料代・高速代		
	出張旅費・日当・宿泊料		通常経路の実費額 or 直接距離キロ数×定額 or 燃料代・高速代		
	通訳人費用		請求額（但しセンターの定める通訳料基準あり）		
	訴訟準備費用		3万円を上限とする実費額（費目限定）		